

## 堺市と東京海上日動火災保険株式会社との 地域活性化包括連携協定書

堺市（以下「甲」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することにより、地域の活性化及び市民サービスの向上に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な相互連携により、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）安全・安心なまちづくりに関すること
- （2）健康・医療・福祉等に関すること
- （3）産業振興等に関すること
- （4）その他、情報発信等に関すること

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

3 乙は、第1項に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係事業者を実施させることができる。

### （期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれか一方から相手方に対し書面による申し出がない限り、同一内容で1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約しようとする日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

(協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月29日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 堺市長

(自署)

乙 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

東京海上日動火災保険株式会社  
常務取締役

(自署)